

紛争管理論 2019/12/20 授業レポート

[調停ロールプレイ：鉄製モニュメント事件]

1. 今回は双方とも個人的な事情があったが、訴訟の点を除き、それを正直に話したので、お互いに配慮しあいながら合意に至れたと思います。
2. 今までより議論が難しく、特にデザイン料がどうしていいかわかりませんでした。
→ お金の問題だけでなく、モニュメントそのものの所有や活用に視野を広げた方が、かえって合意点を作りやすい事案だったように思います。
3. モニュメントの扱いをもう少し工夫できたかなと思う。倉庫に入れておくだけでは確実に新たな価値は発生しないだろう。
4. 今回のシナリオは今までで一番難しかったように思う。他の人への面子などがあると合意が難しくなると感じた。
5. 非常に難しかった。論点を増やすことは議論を長引かせることにつながるのではないかと思っていたが、事例を多角的に分析することができるというメリットがあることが分かった。
6. 現実にはありそうだけど、難しい調停ロールプレイで、2回目とはいえ調停人役が難しかった。合意に至ることができ、内容もつかめたので良かった。
7. 今回の調停は論点は少なかったですが、合意にいたるまでに交渉が必要だったのでやりがいがありました。
→ 私は、論点は多く設定できそうな事案だと思いますが、すぐに決めやすい論点（課題）と、なかなか決まらないものがありますね。
8. 徐々に調停人をして、進行が難しすぎて驚きました。
9. 今回のロールプレイでは、けっこうスムーズに和解できたと思った。
10. 当事者がものすごく話してくれる人たちだったので、私は何もしない感じになってしまったので、そういう場合はどうしたらいいかわからなかった。
→ 必ずしも常に調停人がでしゃばらないといけないということではないと思います。当事者自身がしっかり交渉できているようであれば見守るのも一つの役割です。グリップが効かないのは良くないので、必要に応じて話し合いを仕切り直す気持ちを持って見守り、話し合われるべき課題の整理をしたり、「ちょっと分からなくなってきたので、教えてもらいたいのですが」といった形でスピードダウンしてもらったり、といった入り方も探るといいと思います。

クイズ：
○×でお答え下さい

課題の特定の段階でホワイトボードに書き出すことは考えの固定化につながるので、解決案の見通しがつくまでは控えるべきである。

1

クイズ答え：×

課題の特定の段階でホワイトボードに書き出すことは考えの固定化につながるので、解決案の見通しがつくまでは控えるべきである。

→ 確かにホワイトボードに書き出すことは考えを強化・固定化する側面はあるが、共通理解を確認したり、アイデアを拡げるのに有効であり、相互理解促進や課題の特定の段階でホワイトボードを活用しても良い。

2

クイズ：
○×でお答え下さい

対話型調停でも、執行力を確保するために公正証書を活用する場合がある。

3

クイズ答え：○

対話型調停でも、執行力を確保するために公正証書を活用する場合がある。

→ 公正証書は法務局で作成する。対話型調停では、当事者の任意の履行を目指すのが、民間型ADRの手続では執行力がないため、公正証書を活用する場合はある。

4

クイズ：
○×でお答え下さい

調停の期日以内に、当事者間で紛争の解決を目的として、金銭の支払いを行う場合がある。

5

クイズ答え：○

調停の期日以内に、当事者間で紛争の解決を目的として、金銭の支払いを行う場合がある。

→ その場合、履行を残さず、期日以内に解決してしまえる。

6

クイズ：

調停技法としての課題の特定について、統合型交渉、分配型交渉と関連づけて説明して下さい。

7

クイズ参考例

→ 課題の特定とは、統合型交渉・分配型交渉双方の観点で、できるだけ包括的に話し合うべき対象をリスト化(議事次第化)することである。統合型交渉の観点では、両当事者の事情や言い分を踏まえた上で、両当事者のそもそもの主張のみにこだわらず、それぞれの利害を反映した話し合いを促すための事情を取り込んで行う。つまり、調停人は両当事者が統合型交渉を図れるように配慮して、話し合いの方向付けをするのが課題の特定という技法であるといえる。ただし、課題リストには、金銭や物の所有などの分配型交渉要素が強い内容も含まれている必要がある。

8

クイズ：

熊本地震で、多かった法律相談はどのような類型か？上位4位を挙げてください。

①不動産所有権、②車等の所有権、③預金・株等の流動資産、④不動産賃貸借(借地)、⑤不動産賃貸借(借家)、⑥工作物責任・相隣関係、⑦境界、⑧債権回収、⑨住宅・車等のローン・リース、⑩その他の借入金返済、⑪保険、⑫公的資金・行政認定等、⑬税金、⑭新たな融資、⑮離婚・親族、⑯遺言・相続、⑰消費者被害、⑱労働問題、⑲外国人、⑳商事・会社関係、㉑刑事

9

クイズ：答え

熊本地震で、多かった法律相談はどのような類型か？上位4位を挙げてください。

⑤不動産賃貸借(借家)	25.8%
⑥工作物責任・相隣関係	20.7%
⑨住宅・車等のローン・リース	17.3%
⑫公的資金・行政認定等	15.5%

被災者間のトラブル

10

三つの立場

1. 大家さんの土地を勝手に占拠していることは許されない。すぐに、立ち退かなければならない。
(伝統的な法解釈の立場)
2. 本件は、一般的な状況と異なり、借家人の生存権が問題になる。したがって、借家人の居住権を認めるべきである。
(現行法の否定と調停人の裁量性に重きを置く立場)
3. 大家さんにはもともと家を貸したい気持ち、借家人には借りたい気持ちがあったはずだから、その気持ちを元に調整していくのがよい。
(両当事者のニーズと自主解決に重きを置く立場)

11

ADR論まとめ

今後の予定

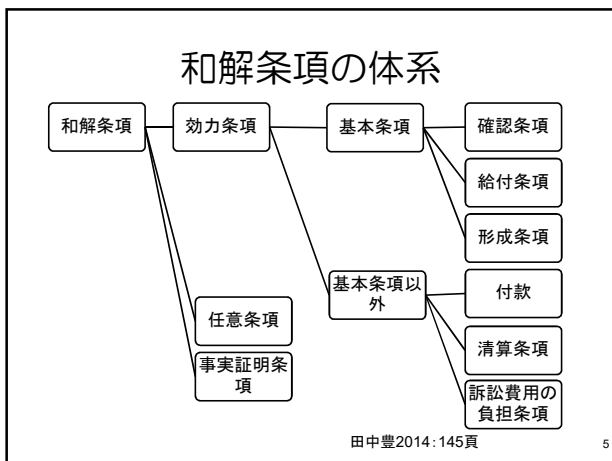
24	1月15日	火	ADR論まとめ
25	1月21日	火	小テスト2、シート2種提出〆切
26	1月24日	金	事例検討会

本日の予定

- 復習 + α クイズ
- 合意文書作成
- 日本のADRの歴史
 - 大正期の調停
 - 民事調停

評価シート回収します。(締切は1/21)

合意文書補足



条項の内容による性質分類

条項
特定の給付をする旨の合意を内容とする条項。金銭の給付、不動産の明け渡しなどが典型。

付款
一般的効力に制限を付加する合意。条件、期限などが典型。

条項
法律関係又は権利義務を明示的に整理するための合意を内容とする条項。例) XとYは、本件に関し、本和解条項に定めるものを除き、何らの債権債務がないことを確認する。

条項
法律上の効力に関係がなく、当事者の意思を尊重して特に記載する条項。

有効な合意文書

- 合意内容が実現可能
例: 消失した絵画の引き渡し ×
- 合意内容が確定(特定)している
例: 土地の7割を贈与する……図面上不確定 ×
- 合意内容が適法(強行法規違反)
- 合意内容が公序良俗に違反しない

田中豊2014:35頁

7

合意文書

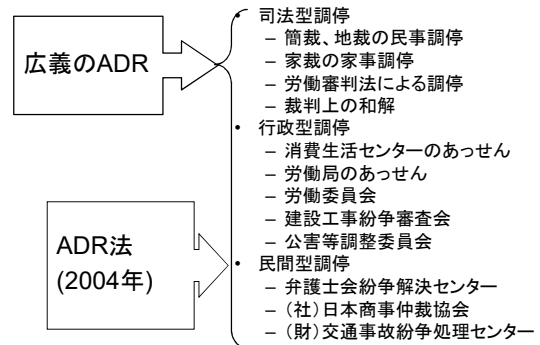
1. 表題: 文書の性質を特定
2. 前文: 紛争の対象を特定
3. 給付条項等:
[]
をチェック
4. 当事者の理解を確認

8

日本のADRの歴史

9

ADR用語 – 司法型、行政型、民間型



民事調停

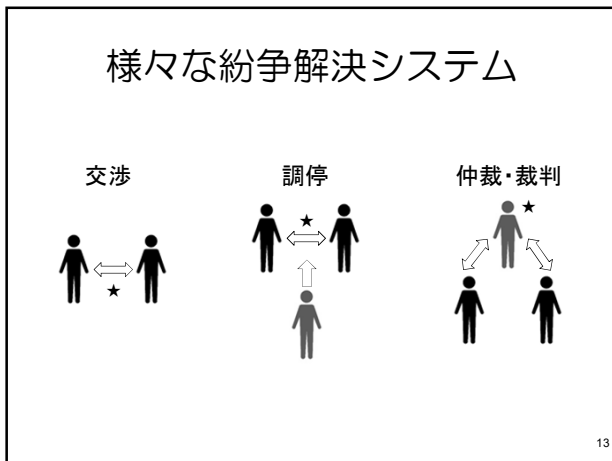
- 1922年借地借家調停法を起源に持ち、戦時民事特別法(1942年)を経て、戦後すぐの1951年に民事調停法として立法された。
- 簡易裁判所及び地方裁判所で行われる。
- 調停委員会は、調停主任の裁判官1名と民事調停委員2名(以上)によって構成される。
- 裁判に提訴された事件を、受訴裁判所が職権で調停に付すことを付調停という。地方裁判所では医師や建築士などの専門家の調停委員もいるため、専門性の調達を目的としてしばしば活用される。

11

民事調停(続)

- 特定調停は、民事調停の特例として定められたもので、債務整理を目的とする手続。いわゆる過払い請求の払い戻し手続に広く活用された。
- 2003年(H15)に年間申立が60万件を超えたが、近年激減し3万件台で推移。

12



調停

又エ

頭は猿、胴は狸、尾は蛇、手足は虎、声はトラツグミに似るといふ。

14

調停のメタモデル

		現代型調停		
介入の方向性	プロセス	和解判事型調停	対話促進型調停	変容型調停
		分配型交渉 (個人主義)	□型交渉 (個人主義)	対話 (関係的世界観)
	結果	専門家判定型調停	賢人助言型調停	伝統に基づく (調和社会型) 調停
		やりとり (インタラクション) の方向性		

Alexander (2008) The mediation metamodel

15

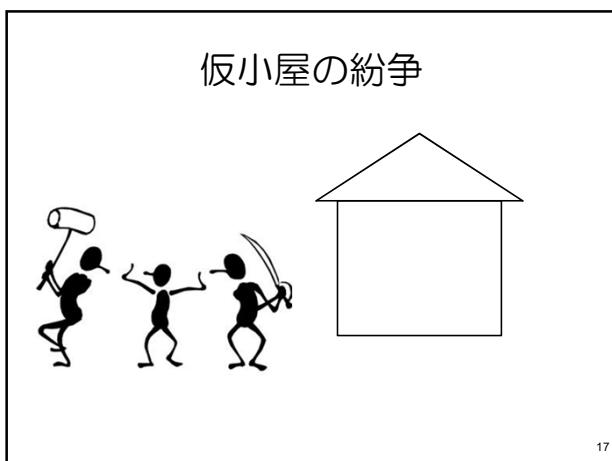
関東大震災後のバラック建て

あなたが調停人だったらどうしますか？

- 関東大震災(1923年)後しばらく経って、焼け跡に多くの仮小屋が建った。さて、今回の紛争では、仮小屋を借家人が建て、大家は了承していない。そこで、大家から立ち退きの申立があった。

※関東大震災では、100万人の避難民が出た。
 ※現代的な仮設住宅の提供の見込はなかった。

16



日本における調停観の流れ

- 戦前の調停制度・当初(1920年代・穂積重遠など) 両当事者のニーズと自主解決に重きを置く立場
- 戦中期(1930~40年代・牧野英一など) 現行法の否定と調停人の裁量性に重きを置く立場

1940年代前後に形成された、非常時の司法体制が、戦後に継承。特徴は、小さな司法と、裁量性の高い現場。

- 戦後期(主流の考え) 伝統的法思考によって調停人の裁量性を警戒
- 戦後期(傍流の考え) 両当事者のニーズと自主解決に重きを置く立場

18

調停制度の目標			
	標準化	裁量化	個別化
説明	誰にでも適応可能なマニュアルを整備し、画一的に対応する。	第三者の裁量性を認め、実質的妥当性を重視した結論を簡易に導く。	当事者の個別事情に着目し、当事者にとって最適な「節目」としての紛争解決を実現。
長所	コスト低。客観性。	コスト低。	満足度高い。
短所	創造性低い。悪平等。	説明性低い。暗黒化。	時間・能力・意欲が必要。

入江 (2012)「個別化プロジェクトとしての調停」

(参考) 国内の調停制度の歴史(戦前)

- 江戸
 - ・内済・・・内々で済ませる。五人組。(江戸)
- 明治
 - ・勸解 (1875年=明治8年～1890年=明治23年)
- 大正
 - ・借地借家調停法(1922、大正11年)
 - －分野・都市限定、後続の調停法のモデルに。翌年(1923年)の関東大震災後の復興に活用。
 - ・小作調停法(1924)。商事調停法(1926)－調停委員会の仲裁判断。
- 昭和(戦前)
 - ・金銭債務臨時調停法(1932)－調停に代わる裁判。
 - ・人事調停法(1939)－家事事件、男女の調停委員。
 - ・戦時民事特別法(1942)－すべての民事紛争で調停利用。

(参考) 国内の調停制度の歴史(戦後)

- 昭和(戦後)
 - ・家事審判法(1947)。民事調停法(1951)。
 - ・建築工事紛争審査会(1956)。※行政型ADR。
 - ・調停に代わる裁判の違憲判決(1960)。
 - ・国民生活センター(1968)。※消費者保護のあっせん手続。
 - ・公害等調整委員会(1970)。
 - ・民事調停法改正(1974)。※調停委員の選考・処遇の改善等。
 - ・(財)日弁連交通事故相談センター(1967)。(財)交通事故紛争処理センター(1978)。
- 平成
 - ・第二東京弁護士会仲裁センター(1990)。
 - ・民事調停事件処理要綱案(1993)。
 - ・内閣府ADR検討会(2002年2月～2004年11月)。
 - ・ADR法(2004年11月成立、2007年4月施行)。

対話型調停への流れ

- ・戦後期(傍流の考え)
 - 両当事者のニーズと自主解決に重きを置く
- ・1950年代 家庭裁判所 ケースワーク思想
- ・1970年代 石山勝巳 家裁調査官による同席調停(家裁)
- ・1990年代 原後山治(二弁仲裁)親切さの回復
- ・2000年代 **メディエーション 対話型調停**

ADRを学ぶ

理念

- ✓葛藤を学習機会として肯定的にとらえ、いかす
- ✓自分をいかし、相手をいかし、共に生きる

技法

- ✓プロセスの明確化・共有化
- ✓思考・感情など総合的にその場に持ち込んでそれぞれが自主的に決定

制度

- ✓矛盾や限界をはらみつつも、発展・変化をとげつづけている諸制度の手続・効果・実態を理解する
- ：動態理解の必要性

DVD No.9 「解決案の合意」の中で、調停人が確認した合意事項

- ① 聖徳紡績は、4月末を目処に7月末を期限として金属探知機を導入する。
- ② 金属探知機のリース費用は聖徳紡績が負担する。
- ③ 金属探知機の初期導入コスト（設置費用）として10万円を樋口ソーイングが負担する。樋口ソーイングは導入が決まり次第支払う。
- ④ 金属探知機は聖徳紡績が樋口ソーイングを含めた縫製業者やアパレルからの検収に用いる。
- ⑤ 聖徳紡績が検収時のチェック方法を見直して樋口ソーイングに通知する。通知時期及び通知方法は適宜協議する。
- ⑥ フクザワマートでの一件で、聖徳紡績の樋口ソーイングに対する損害賠償請求は行わないものとする。
- ⑦ 合意文書の調印は2019年2月28日とする。

合 意 書

本日、株式会社聖徳紡績（以下、「聖徳」という）と有限会社樋口ソーイング（以下、「樋口」という）は、2018年10月29日に株式会社フクザワマートから樋口が納めた縫製品に針が混入していたとの苦情が寄せられた件（以下、「フクザワマートの件」という）に関して、以下のとおり合意する。

- 1 聖徳は、2019年4月末日を目処とし、遅くとも同年7月末日までに縫製品検収のための金属探知機を自己の負担において導入する。
- 2 聖徳は樋口に対し、1記載の金属探知機の導入を決定した後遅滞なくその旨を通知する。
- 3 樋口は聖徳に対し、2記載の通知を受けた後遅滞なく金属探知機の設置費用として金10万円を聖徳の銀行口座（元禄銀行日本橋支店・普通預金・口座番号1236666・口座名義：株式会社聖徳紡績）に振込送金して支払う。但し、送金手数料は樋口が負担する。
- 4 聖徳は、今後、縫製品の検収方法を見直し、樋口に対し、見直した検収方法を通知することとし、通知時期及び通知方法は聖徳と樋口が誠意をもって協議する。
- 5 聖徳は、樋口が3記載の金員を支払うのと引き換えにフクザワマートの件に係る樋口に対する損害賠償請求権を放棄する。
- 6 聖徳と樋口は、フクザワマートの件について本書に定める外他に何らの債権債務のないことを相互に確認し、今後、名目の如何を問わず相互に何らの請求もしない。

以上の合意が成立したことの証として本書3通を作成し、聖徳、樋口及び財団法人日本調停センターが各1通を所持する。

2019年2月28日

東京都中央区本石町2丁目1番1号
株式会社聖徳紡績
代表取締役 多田 慎一 印

東京都台東区西浅草3丁目25番16号
有限会社樋口ソーイング
取締役 樋口 三千男 印

東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番3号
財団法人日本調停センター
立会人 調停人 菊池 一人 印